

青森県報

第四千五百三十六号

平成三十年
十二月五日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の再開の届出……………(健康福祉課) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開の届出……………(同) ……一
- 河川法による兼用工作物の管理……………(河川砂防課) ……一
- 都市計画の変更案の縦覧……………(都市計画課) ……二

告 示

青森県告示第八百四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名
称
所
在
地
再 月 日 開

医療法人すみれ会すみれ内科クリニック

八 上北郡東北町上北北一丁目三四の一〇

平成
三〇・四・二

青森県告示第八百五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「例による生活保護法」という。)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名	称	所	在	地	再 月 日 開
医療法人すみれ会すみれ内科クリニック	八	上北郡東北町上北北一丁目三四の一〇			平成 三〇・四・二

青森県告示第八百六号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十七条第一項の規定により一級河川馬淵川水系馬淵川河川管理者青森県知事三村申吾と一般国道一〇四号道路管理者東北地方整備局長高田昌行との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により公示する。

その関係図書は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備えて縦覧に供する。

平成三十年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

一級河川馬淵川水系馬淵川

二 河川管理施設の名称又は種類

左岸特殊堤防

三 河川管理施設の位置

三戸郡南部町大字苦米地字神明下河原六七の六七地先から同町大字苦米地字神明

下河原一の六地先まで

四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称 東北地方整備局

2 住所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目三の一

3 代表者の氏名 道路管理者 東北地方整備局長 高田昌行

五 管理の内容

1 河川専用施設（特殊堤防、陸閘、フラップゲートその他のもつばら河川の管理

上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）以外の部分に係る新設、改築、維

持又は修繕

2 河川専用施設以外の部分に係る災害復旧

六 管理の期間

平成三十年十一月八日から道路の存続する日まで

公 告

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画区域区分及び臨港地区に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり青森都市計画区域区分及び臨港地区に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成三十年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

青森都市計画区域区分及び臨港地区に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

市街化区域及び臨港地区から除かれる土地の区域

青森市本町三丁目地先

2 追加される土地の区域

臨港地区に追加される区域

青森市本町四丁目地先

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間

平成三十年十二月六日から同月十九日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭